

平成28年度使用藤沢市教科用図書採択方針について  
平成28年度使用藤沢市教科用図書採択方針を次のとおり定める。

2015年（平成27年）5月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田早苗

#### 採択方針

別紙のとおり

#### 提案理由

この議案を提出したのは、平成28年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要による。

# 平成28年度使用藤沢市教科用図書の採択方針

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国、県の通知を踏まえて、平成28年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

## 1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成28年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、 「平成28年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

なお、小学校用教科用図書については、平成26年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

## 2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

(1) 中学校用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(2) 小学校用教科用図書

平成26年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

3 採択の日程

(1) 中学校用教科用図書採択日程

- ア 平成27年5月から6月にかけて、学校及び藤沢郵便局3階コミュニティルームで教科用図書見本の展示を行う。
- イ 5月から6月にかけて、中学校長に中学校用教科用図書の調査研究を行わせ、「教科用図書調査書」を提出させる。
- ウ 6月に、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命を行う。
- エ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長に中学校用教科用図書の審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。
- オ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。
- カ 7月に、公開の教育委員会会議において中学校用教科用図書を採択する。

(2) 小学校用教科用図書採択日程

平成27年7月に、公開の教育委員会会議において小学校用教科用図書を採択する。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程

- ア 平成27年5月から6月にかけて、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」を提出させる。
- イ 6月に、教育委員会委員長は、審議委員会委員長に特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について教科ごとに審議を行いその内容を答申するよう諮問する。
- ウ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。
- エ 7月に、公開の教育委員会会議において特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書を採択する。



子教第 17 号  
平成 27 年 4 月 21 日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成 28 年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

教育局支援部子ども教育支援課

教育指導グループ 吉澤、小番

電話 (045) 210-1111 内線 8220

## 平成 28 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 10 条の規定に基づき、平成 28 年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第 34 条第 1 項（同法第 49 条、第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）及び附則第 9 条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

## 1 平成 28 年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科用図書及び中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書並びに特別支援学校の小学部・中学部用教科用図書は、学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成 28 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。

- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。

併せて、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、関係者の意識の啓発に努めること。

- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成 27・28・29・30 年度用）及び中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（平成 28・29・30・31 年度用）等を利用し、採択すること。

## 2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 採択地区における学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

## 3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他

(4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

#### 4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

(1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。

(2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他

(4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。

(7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

#### 5 平成28年度使用中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の観点及び平成28年度使用特別支援教育関係用教科用図書調査研究の観点について

(1) 平成 28 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点

平成 28・29・30・31 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(ア) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された [教育の目標] (第 2 条) 及び [学校教育] (第 6 条第 2 項) の内容を踏まえているか。

[教育の目標]

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

[学校教育]

第 6 条

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受けるものが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された [中学校教育の目標] (第 46 条) の内容を踏まえているか。

[中学校教育の目標]

第 46 条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。(※ 第 30 条第 2 項の準用)



○ 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・ 言語活動の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道德教育の充実
- ・ 体験活動の充実

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
- ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
  - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
  - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容

- 内容の程度は、生徒の発達の段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、生徒が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 生徒の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

(イ) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、生徒が使いやすいように配慮されているか。

(ウ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語（書写を除く）

- 各領域（「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」）について、教材の内容

及び学習指導要領に示された言語活動例は適切に取り上げられているか。

- 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」について、教材は適切に取り上げられているか。
- 読書に親しむ態度を養うための適切な配慮が見られるか。また、目的に応じた読書のための教材が適切に取り上げられているか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆の教材例及び字形や配列、運筆など基礎的な事項に関する教材例について適切に取り扱われているか。
- 楷書・行書・漢字・仮名の分量とその配分は適切であるか。
- 文字文化や社会生活との関連を図った教材例は適切に取り扱われているか。

(ウ) 社会（地図を除く）

- 諸資料に基づいて多面的・多角的に考察するために、社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させるよう配慮されているか。
- 思考力・判断力・表現力等の能力育成について配慮されているか。
- 統計その他の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達の段階に即しているか。

(エ) 地図

- 基本図・部分図・資料図などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のもので、信頼性があり、生徒の発達の段階に即しているか。
- 地図・絵図・索引などが適切であり、生徒の発達の段階に即しているか。

(オ) 数学

- 数学的活動として、数や図形の性質などを見いだす活動、数学を利用する活動及び数学的に説明し伝え合う活動が適切に配列されているか。
- 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したり、伝え合ったりする活動が適切に取り上げられているか。
- そろばん、電卓、コンピュータや情報通信ネットワークなどの利用が適切に設けられているか。

(カ) 理科

- 科学に関する基本的概念の定着が図れること、さらに、科学的な見方や考え方、総合的なものの見方が育成できるよう配慮されているか。
- 科学的な思考力、表現力の育成が図れるよう、目的意識を持って観察、実験を主

体的に行い、観察、実験の結果を分析し解釈する能力や、導き出した自らの考えを表現する能力の育成に配慮されているか。

- 科学を学ぶ意義や有用性を実感させ、科学への関心を高められるよう、日常生活や社会との関連が図られたり、環境教育の充実が図られたりするよう配慮されているか。
- 科学的な体験、自然体験の充実を図るため、原理や法則の理解を深めるためのものづくりや継続的な観察や季節を変えての定点観測など、科学的な体験や自然体験の充実が図れるよう配慮されているか。

#### (キ) 音楽

- 音楽に対する感性を豊かにし、表現及び鑑賞の学習内容が相互に取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を、〔共通事項〕と関連させた主体的な学習の展開が図れるよう配慮されているか。
- 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から適切に選択されているか。
- 音楽文化についての理解を深める学習内容が適切に取り上げられているか。

#### (ク) 美術

- 生徒が自らつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容が適切であり、表現活動の内容を関連付けたり、一体的に扱ったりして活動の幅が広がる題材が配慮されているか。
- 表現や鑑賞、美術文化などに係る作品は、表現の方法や教材などが多様なものから適切に選択され、生徒が関心や親しみのもてる作品が適切に取り上げられているか。
- 印刷やレイアウトは、色彩豊かでバランスのとれた構成となっているか。

#### (ケ) 保健体育

- 生徒自ら課題を設定し解決に向けて取り組み、その過程を振り返る学習により、問題解決の能力を育成することに適した内容になっているか。
- 健康・安全について生徒が興味関心を高め、科学的な理解を促すための資料が取り上げられているか。
- 科学的な理解を深め、思考力・判断力等を育成するために知識を活用する学習が適切に取り上げられているか。

#### (コ) 技術・家庭

- 生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得のために、製作、整備、操作、調理などの実習や、観察・実験、見学、調査・研究などの実践的・体験的な学習活動が、適切に取り上げられているか。
- 生活と技術とのかかわりについて理解を深めるよう配慮されているか。
- 進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるための学習活動や資料

等が、適切に取り上げられているか。

(イ) 英語

- 「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」についての言語活動をバランスよく配置し、コミュニケーション能力の基礎を養えるように工夫されているか。
- 入門期では、小学校で扱った音声や表現などを取り入れるなど、小学校における外国語活動との関連に留意した構成となっているか。
- 世界の文化や暮らしなど、国際理解を深めることにつながる興味・関心を、引き出し育てる内容が適切に取り上げられているか。

(2) 平成 28 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

小学校若しくは中学校、中等教育学校の前期課程の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の状態及び特性等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第2条）及び〔学校教育〕（第6条第2項）の内容を踏まえているか。

〔教育の目標〕

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

〔学校教育〕

第6条

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら

進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）及び〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。

〔小学校教育の目標〕

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

〔中学校教育の目標〕

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- ② （小学校を準用）

- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。

- ・ 言語活動の充実
- ・ 伝統や文化に関する教育の充実
- ・ 道徳教育の充実
- ・ 体験活動の充実

#### (イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
  - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
  - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
  - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

#### (ウ) 内容

- 内容の程度は、児童・生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。
- 他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

(II) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成 27 年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成 28 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。



子教第 11 号  
平成 27 年 4 月 13 日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



平成 28 年度使用教科書の採択及び採択事務処理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

については、平成 28 年度使用教科書の採択にあたっては、通知事項に十分御留意のうえ、適切に処理されるようお願いいたします。

また、所管の採択関係者に対しても、格段の御指導をお願いするとともに、本年度の採択が適正に行われるよう御配慮願います。

なお、当通知とともに、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成 28 年度使用教科書の採択事務処理について」を併せて送付しますので、遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

問い合わせ先

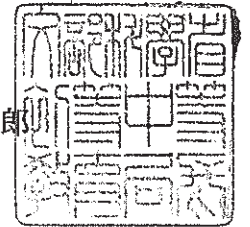
教育局支援部子ども教育支援課  
教育指導グループ 吉澤、小番  
電話 (045) 210-8217 (直通)



27文科初第91号  
平成27年4月7日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎



(印影印刷)

### 平成28年度使用教科書の採択について（通知）

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成27年度においては、平成28年度使用教科書の採択を行うこととなります。教科書採択の在り方については、「教科書採択の改善について」（平成24年9月28日付け24文科初第718号文部科学省初等中等教育局長通知）等により、その改善方を依頼しているところです。また、文部科学省においては、各教育委員会の協力のもと平成26年度の教科書採択の状況調査を行い、その結果（以下「調査結果」という。）を別添1のとおり取りまとめました。これらも踏まえ、平成28年度の教科書採択に当たって留意いただきたい事項を下記のとおり取りまとめましたので、貴都道府県の採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校、国立学校への周知をお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛て通知しておりますので（「平成28年度使用教科書の採択事務処理について」（平成27年4月7日付け27初教科第2号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知。以下「課長通知」という。)), これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576



## 記

### 1 平成27年度の教科書採択について

#### (1) 小学校用教科書

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）。

#### (2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成27年度は、おって送付する「中学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（無償措置法第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

##### ①小学部

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

##### ②中学部

平成27年度は、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (4) 高等学校用教科書

平成27年度は、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

#### (5) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書については、教科書目録に登載されている教科書以外の図書を採択できること。また、毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

### 2 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところである（別添2参照）が、域内の学校とも、情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

また、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。

採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課宛てに報告すること。

### 3 教科書採択方法の改善について

- (1) 市町村教育委員会等において十分な教科書の調査研究期間が確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう発行者へ周知するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に努めるが、調査結果を踏まえ、都道府県教育委員会にあっては、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限をさらに遅くするなど、採択スケジュールについて再検討すること。

- (2) 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、教育委員会その他の採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

また、調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確にならないよう、当該評定に拘束力があるかのような取扱いはしないこと。

- (3) 教科書の採択に関する情報の公表について、文部科学省としては、法令上の努力義務が課されている（無償措置法第15条）義務教育諸学校用教科書の採択結果・理由等に係る現状に関し、調査結果により明らかになったものでは必ずしも十分ではないと認識しており、引き続き、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組んでいただきたいこと。また、高等学校段階の学校において使用する教科書の採択についても、義務教育諸学校に準じてその採択結果及び理由等の公表に努めていただきたいこと。
- (4) 公立の学校において使用される教科書の採択権限を有する者は教育委員会であり、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっている。このことを踏まえ、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であると考えられること。
- (5) 公立の高等学校において使用される教科書については学校ごとに異なる種類の教科書を使用することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望に基づいて行うことが通例となっているが、公立の高等学校において使用される教科書についても採択権限を有する者は教育委員会であり、各学校の採択希望については教育委員会において審査をすることが適切であること。
- (6) 中学校・高等学校において使用する検定済教科書であっても、障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザインに向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
  - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
  - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。
- ③レイアウトに関する取組
- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
  - ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

#### 4 無償措置法の一部改正における採択地区協議会に係る規定の施行について

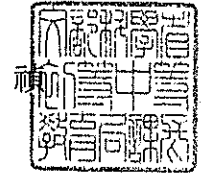
第186回国会において成立した無償措置法の一部改正のうち採択地区協議会に係る規定が平成27年4月1日に施行された。これに係る留意点については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」（平成26年4月16日付け26文科初第140号文部科学省初等中等教育局長通知）、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」（平成26年9月3日付け26文科初第597号文部科学省初等中等教育局長通知）、「『採択地区協議会に関するQ&A』について」（平成26年11月17日付け各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課宛て文部科学省初等中等教育局教科書課事務連絡）等によりお伝えしたところであり、関係する教育委員会にあっては、これらの内容を踏まえ、採択地区協議会に関する事務の実施に努めること。



27初教科第2号  
平成27年4月7日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 望月



(印影印刷)

平成28年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成27年度における教科書採択の事務処理については、「平成28年度使用教科書の採択について」（平成27年4月7日付け27文科初第91号各都道府県教育委員会教育長宛て文部科学省初等中等教育局長通知）のほか、更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校、国立学校への周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03(5253)4111 内線 2576

## 記

### 1 中学校用教科書について

平成28年度使用教科書においては、新たに採択した教科書を給与・使用すること。

### 2 特別支援学校用教科書について

文部科学省著作教科書のうち、中学部視覚障害者用については、全種目が改訂される予定であるので留意すること。

### 3 高等学校用教科書について

高等学校の現行の学習指導要領（平成21年文部科学省告示34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

従前の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

### 4 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

(1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に以下の①から⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかにかかわらず、平成27年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）。

- ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
- ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。

- ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。
- ⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

- (3) 都道府県教育委員会は、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の展示会を開催することができるが、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

## 5 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先・送付部数について

教科書見本の送付先と送付部数限度は「教科書の採択に関する宣伝行為等について」（平成27年4月7日付け27文科初第92号）において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

### [小学校]

平成27年度は小学校用教科書については、基本的に前年度と同一の教科書を選定することとなるため、見本は送付されない。

### [中学校]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	15部
指定都市教育委員会	各	6部
市町村教育委員会	各	5部
採択地区	各	(構成市町村数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各	1部
教科書センター	各	2部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

[高等学校]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 6部 (ただし、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校 (中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条の規定により、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

(2) 教科書見本の送付時期について

採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。中学校用の「社会科」の教科書については5月中旬が期限とされていること。

(3) 送付できる教科書見本について

教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、新たに検定を経た教科書の見本のほか、平成22年度の検定に合格した教科書の供給本(今年度の教科書目録に登載されているものに限る。)についても、教科書見本として送付できるとしていること。それ以外の教科書見本については、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について送付できるとしていること。

(4) 教科書見本の保存について

高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、次の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行い、万一滅失した際には、原則として各教育委員会等において保管している見本本を活用すること。

6 教科書展示会について

(1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、6月19日から14日間である(平成27年3月2日付け文部科学省告示第33号)ので留意すること。

(2) 法定展示期間外であっても、教科書見本がそろい次第、教科書展示会を開催することは可能であること。なお、法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。



- (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等について、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

## 7 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであることから、需要数の把握に当たっては、可能な限り正確なものとなるように努めること。
- (2) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。
- (3) 需要数報告期限後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な数の把握に努めること。
- なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うことが望ましいこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないよう十分注意すること。
- (5) 一般図書（特別支援学校・学級用）及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること。
- (注) 教科用特定図書等とは、検定済教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書を指す。

## 8 教科書センターについて

教科書センターについては、「平成二年度使用教科書の採択について」（平成元年4月6日付け文初教第142号文部省初等中等教育局長通知）により、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

## 9 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遺漏のないようにすること。